

日光市低入札価格調査制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査制度の手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「低入札価格調査制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる入札は、予定価格が1億5千万円以上の建設工事の入札とする。

(調査基準価格の設定)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108を乗じて得た額とする。

ア 土木工事

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 建築工事、水道工事及び設備工事

- ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）に10分の9.7を乗じて得た額

- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと認められる建設工事については、10分の8.7から10分の9.2までの範囲内で契約執行者が定める割合を合計額に乗じて得た額とすることができる。

（入札参加者への周知等）

第5条 低入札調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に明記するとともに、対象となる入札の発注公告又は指名通知にその旨を明記するものとする。

（数値的判断基準）

第6条 第4条第1項の規定により低入札調査基準価格を定めたときは、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行が見込めないと判断する基準（以下「数値的判断基準」という。）を次の各号のとおり定めるものとする。ただし、第4条第2項の規定により低入札調査基準価格を定めたときは、この限りではない。

（1）費目的判断基準

ア 土木工事

- ① 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ② 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ③ 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ④ 一般管理費の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

イ 建築工事、水道工事及び設備工事

- ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（円

未満切り捨て)に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- ② 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ③ 現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ④ 一般管理費の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(2) 総額判断基準

入札書記載金額が、次のア又はイに掲げる①～④までの合計額から⑤の額を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。ただし、その合計額が適用工事の調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上になった場合には、これを判断基準として適用しないものとする。

ア 土木工事

- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額
- ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額
- ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

イ 建築工事・水道工事及び設備工事

- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に直接工事費の額に10分

の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額に10分の9を乗じて得た額

④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額（落札の保留）

第7条 入札執行者は、当該入札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の申込み価格（以下「最低入札価格」という。）が低入札調査基準価格を下回っているときは、落札を保留するものとする。

2 日光市低入札価格調査委員会設置規程（平成18年日光市訓令第42号。以下「調査委員会規程」という。）による日光市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、入札執行者が前項の規定により落札を保留したときは、最低価格入札者が当該最低入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査委員会規程第3条の規定に基づき調査を行うものとする。

（数値的判断基準に適合しない入札）

第8条 入札執行者は、低入札調査基準価格を下回った最低入札価格について最低価格入札者から提出された工事内訳書の内容が第6条各号のいずれかに適合しないときは、当該最低価格入札者を失格とするものとする。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、第7条第2項の規定により調査委員会が実施した調査結果に基づき、最低価格入札者の最低入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

2 入札執行者は、第7条第2項の規定により調査委員会が実施した調査結果に基づき、最低価格入札者の最低入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次の申込み価格で申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

3 前項の場合において、次順位者の申込み価格も低入札調査基準価格を下回るときは、再度落札を保留し、次順位者の申込み価格に対し、当該要領に基づく手続

を行うものとする。

(入札者への通知)

第10条 入札執行者は、前条第1項又は第2項の規定により調査委員会の調査結果に基づき最低価格入札者を落札者として決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し、落札した旨を通知するとともに、当該契約の入札に参加した他の入札者のすべての者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年5月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年7月15日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成22年12月8日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年3月23日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

2 削除

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

2 当分の間、土木工事については、第6条第1項第2号の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

第6条第1項第2号

(2) 総額判断基準

入札書記載金額が、次のA又はBのいずれか低い額から、1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。ただし、その合計額が適用工事の調査基準価格に108分の100を乗じて得た額以上になった場合には、これを判断基準として適用しないものとする。

A：次に掲げる①～④までの合計額から⑤の額を減じた額

- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額
- ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額
- ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

B：次に掲げる①～④までの合計額

- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

額

- ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額